事　　務　　連　　絡
平成 23 年 7 月 21 日

地方獣医師会会長　各位

社団法人　日 本 獣 医 師 会
専務理事　矢 ケ 崎 忠 夫

薬事法第２条第１４項に規定する指定薬物及び同法第７６条の４に規定する医療等の用途を定める省令の一部改正について（施行通知）

　このことについて、平成 23 年 7 月 14 日付け事務連絡をもって、農林水産省消費・安全局畜水産安全管理課薬事監視指導班長から別添写しのとおり通知がありましたので、貴会関係者に周知方お願いします。

　なお、このたびの通知は、薬事法（昭和 35 年法律第 145 号。以下「法」という。）第２条第 14 項に規定する指定薬物及び同法第 76 条に規定する医療等の用途を定める省令の一部を改正する省令（平成 23 年厚生労働省令第 50 号）を平成 23 年４月 14 日に公布、５月 14 日施行したので、厚生労働省医薬食品局長から都道府県知事等に対して、下記事項等について了知の上、関係各方面に対する周知徹底及び適切な指導方依頼したことを、関係機関に周知するよう農林水産省消費・安全局長あてに求めたことを受け、本会会員への周知方依頼されたものです。

記

１．指定薬物の指定

（１）新たに指定された物資

　　９物質（厚生労働省通知参照）について、中枢神経系の興奮若しくは抑制

又は幻覚の作用（当該作用の維持又は強化の作用を含む）を有する蓋然性が高く、かつ、人の身体に使用された場合に保健衛生上の危害が発生するおそれがあると認められたことから、法第２条第 14 項に規定する指定薬物として指定したこと。

（２）指定された物資を含む物

（１）に掲げる物質のいずれかを含有する物（ただし、元来これらの物質を含有する植物を除く）は指定薬物であり、規制の対象となること。

２．医療等の用途の規定

上記１．に示した物質について、法第 76 条の４に規定する医療等の用途は、次に掲げる用途であること。

（１）次に掲げる者における学術研究又は試験検査の用途

① 国の機関

② 地方公共団体及びその機関

③ 学校教育法第１条に規定する大学及び高等専門学校並びに国立大学法人法第２条第４項に規定する大学共同利用機関

④ 独立行政法人通則法第２条第１項に規定する独立行政法人及び地方独立行政法人法第２条第１項に規定する地方独立行政法人

（２）法第 69 条第３項に規定する試験の用途

（３）法第 76 条の６第１項に規定する検査の用途

（４）犯罪鑑識の用途

（５）（１）から（４）までに掲げる用途のほか、厚生労働大臣が人の身体に対する危害の発生を伴うおそれがないと認めた用途

３．施行期日

公布の日（平成 23 年４月 14 日）から起算して 30 日を経過した日（平成 23 年５月 14 日）から施行すること。

本件のお問合わせ先

事業担当：長野

TEL　03－3475－1601

写

事　務　連　絡
平成２３年７月１４日

特例社団法人　日本獣医師会専務理事　殿

農林水産省消費・安全局畜水産安全管理課
薬事監視指導班長

薬事法第２条第１４項に規定する指定薬物及び同法第７６条の４に規定する医療等の用途を定める省令の一部改正について（施行通知）

このことについて、厚生労働省医薬食品局長より別添写しのとおり通知がありましたので、御留意いただくとともに、貴会会員への周知方お願いします。

社団法人日本獣医師会
受付
23.7.14
第289号

写

薬食発０４１４第４号
平成２３年４月１４日

農林水産省消費・安全局長　殿

厚生労働省医薬食品局長

薬事法第２条第１４項に規定する指定薬物及び同法第７６条の４に規定する医療等の用途を定める省令の一部改正について（施行通知）

薬事法第２条第１４項に規定する指定薬物の指定等については、薬事法第２条第１４項に規定する指定薬物及び同法第７６条の４に規定する医療等の用途を定める省令（平成１９年厚生労働省令第１４号）にて定めているところである。

今般、薬事法第２条第１４項に規定する指定薬物及び同法第７６条の４に規定する医療等の用途を定める省令の一部を改正する省令（平成２３年厚生労働省令第５０号）が平成２３年４月１４日に公布されたことに伴い、各都道府県知事、各保健所設置市長及び各特別区長宛てで、別添写しのとおり通知したので、貴職におかれては、御了知の上、関係機関に周知されるようお願いする。

接受
23.4.18

㊢

薬食発０４１４第１号
平成２３年４月１４日

各 都道府県知事
　 保健所設置市長
　 特別区長 殿

厚生労働省医薬食品局長

薬事法第２条第１４項に規定する指定薬物及び同法第７６条の４に規定する医療等の用途を定める省令の一部改正について（施行通知）

薬事法（昭和３５年法律第１４５号。以下「法」という。）第２条第１４項に規定する指定薬物の指定等については、薬事法第２条第１４項に規定する指定薬物及び同法第７６条の４に規定する医療等の用途を定める省令（平成１９年厚生労働省令第１４号）にて定めているところである。

今般、薬事法第２条第１４項に規定する指定薬物及び同法第７６条の４に規定する医療等の用途を定める省令の一部を改正する省令（平成２３年厚生労働省令第５０号）が別添のとおり平成２３年４月１４日に公布されたので、貴職におかれては、下記事項について御了知の上、関係各方面に対する周知徹底及び適切な指導方御配慮願いたい。

記

１．指定薬物の指定

（１）新たに指定された物質

次に掲げる９物質について、中枢神経系の興奮若しくは抑制又は幻覚の作用（当該作用の維持又は強化の作用を含む。）を有する蓋然性が高く、かつ、人の身体に使用された場合に保健衛生上の危害が発生するおそれがあると認められたことから、法第２条第１４項に規定する指定薬物として指定したこと。

・　１－（４－イソプロピルスルファニル－２，５－ジメトキシフェニル）プロパン－２－アミン及びその塩類

・　*N*－エチル－*N*－［2－（５－メトキシ－1*H*－インドール－３－イル）エチル］プロパン－１－アミン及びその塩類

・　１－（３－フルオロフェニル）－２－（メチルアミノ）プロパン－１－オン及びその塩類

・　（４－メチルナフタレン－1－イル）（１－ペンチル－１*H*－インドール－３－イル）メタノン及びその塩類

・　２－（２－メチルフェニル）－１－（１－ペンチル－１*H*－インドール－３－イル）エタン－１－オン及びその塩類

・　（2－メチル－１－プロピル－１*H*－インドール－３－イル）（ナフタレン－1－イル）メタノン及びその塩類

・　１－（４－メトキシナフタレン－1－イル）（１－ペンチル－１*H*－インドール－３－イル）メタノン及びその塩類

・　１－（４－メトキシフェニル）－２－（メチルアミノ）プロパン－１－オン及びその塩類

・　［１－（２－モルフォリノエチル）－１*H*－インドール－３－イル］（ナフタレン－１－イル）メタノン及びその塩類

（２）指定された物質を含む物

（１）に掲げる物質のいずれかを含有する物（ただし、元来これらの物質を含有する植物を除く。）は指定薬物であり、規制の対象となること。

２．医療等の用途の規定

上記１．に示した物質について、法第７６条の４に規定する医療等の用途は次に掲げる用途であること。

（１）次に掲げる者における学術研究又は試験検査の用途

①　国の機関

②　地方公共団体及びその機関

③　学校教育法（昭和２２年法律第２６号）第１条に規定する大学及び高等専門学校並びに国立大学法人法（平成１５年法律第１１２号）第２条第４項に規定する大学共同利用機関

④　独立行政法人通則法（平成１１年法律第１０３号）第２条第１項に規定する独立行政法人及び地方独立行政法人法（平成１５年法律第１１８号）第２条第１項に規定する地方独立行政法人

（２）法第６９条第３項に規定する試験の用途

（３）法第７６条の６第１項に規定する検査の用途

（４）犯罪鑑識の用途

（５）（１）から（４）までに掲げる用途のほか、厚生労働大臣が人の身体に対する危害の発生を伴うおそれがないと認めた用途

３．施行期日

公布の日（平成２３年４月１４日）から起算して３０日を経過した日（平成２３年５月１４日）から施行すること。

明治二十五年三月三十一日 第三種郵便物認可 日刊（行政機関の休日休刊）

官報

編集・印刷
独立行政法人国立印刷局

目次

【省　令】
○薬事法第二条第十四項に規定する指定薬物及び同法第七十六条の四に規定する医療等の用途を定める省令の一部を改正する省令（厚生労働五〇）　一
〔告　示〕
○銀行法第五十二条の六十二第一項の指定を受けて紛争解決等業務を行う者の名称の変更に関する件（金融庁三九）　二
○情報通信ネットワーク安全・信頼性対策実施登録に関する件（総務一五五）
○裁判外紛争解決手続の利用の促進に関する法律第五条の規定による認証をした件（法務一八三）
○容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律第二条第六項の規定に基づき主務大臣が指定する保管施設を指定した件（財務・厚生労働・農林水産・経済産業・環境一〇）
○保安林の指定をする件（農林水産七七七～七九二）
○砂防法第二条の土地を指定するとともに、直轄砂防工事を施行する件（国土交通三九四）　五
○砂防法第二条の土地を指定する件（同三九五）
○海上における水上標的に対する射爆撃訓練を実施する件（防衛八七、八八）
○利根川水系に係る指定区間外の一級河川に関する件（関東地方整備局二二七）　六
○都市計画に関する件（近畿地方整備局一五二）
○道路に関する件（四国地方整備局四一、四二）
〔国会事項〕　七
〔人事異動〕
内閣　国税庁　文部科学省　文化庁　海上保安庁　七
〔官庁報告〕
官庁事項
瀬戸内海広域漁業調整委員会指示（瀬戸内海広域漁業調整委員会）　八
労　働
争議行為の通知の公表について（厚生労働省）　一〇
国家試験
東日本大震災の被災地域等の受験希望者に対する平成二十三年度外務省専門職員採用試験の受験手続に関する特例の公告（外務省）　一〇
〔資　料〕
閣議決定等事項　二
〔公　告〕
諸事項
官庁
財団、司法書士懲戒処分関係　二
裁判所
相続、公示催告、失踪、除権決定、破産、免責、特別清算、船舶所有者等責任制限、再生関係
特殊法人等
総務省共済組合定款の一部変更関係　三
会社その他

省　令

○厚生労働省令第五十号

薬事法（昭和三十五年法律第百四十五号）第二条第十四項の規定に基づき、薬事法第二条第十四項に規定する指定薬物及び同法第七十六条の四に規定する医療等の用途を定める省令の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十三年四月十四日

厚生労働大臣　細川　律夫

薬事法第二条第十四項に規定する指定薬物及び同法第七十六条の四に規定する医療等の用途を定める省令の一部を改正する省令

薬事法第二条第十四項に規定する指定薬物及び同法第七十六条の四に規定する医療等の用途を定める省令（平成十九年厚生労働省令第十四号）の一部を次のように改正する。

第一条中第五十一号を第六十号とし、第五十号を第五十九号とし、第四十九号を第五十七号とし、同号の次に次の一号を加える。

五十八　〔一―（二―モルフォリノエチル）―一H―インドール―三―イル〕（ナフタレン―一―イル）メタノン及びその塩類

第一条中第四十八号を第五十六号とし、第四十七号を第五十四号とし、同号の次に次の一号を加える。

五十五　一―（四―メトキシフェニル）―二―（メチルアミノ）プロパン―一―オン及びその塩類

第一条中第四十六号を第五十三号とし、第四十五号を第五十一号とし、同号の次に次の一号を加える。

五十二　一―（四―メトキシナフタレン―一―イル）（一―ペンチル―一H―インドール―三―イル）メタノン及びその塩類

第一条中第四十四号を第五十号とし、第三十九号から第四十三号までを六号ずつ繰り下げ、第三十八号を第四十一号とし、同号の次に次の三号を加える。

四十二　（四―メチルナフタレン―一―イル）（一―ペンチル―一H―インドール―三―イル）メタノン及びその塩類

四十三　二―（二―メチルフェニル）―一―（一―ペンチル―一Ｈ―インドール―三―イル）エタン―一―オン及びその塩類

四十四　（二―メチル―一―プロピル―一Ｈ―インドール―三―イル）（ナフタレン―一―イル）メタノン及びその塩類

第一条中第三十七号を第四十号とし、第三十四号から第三十六号までを三号ずつ繰り下げ、第三十三号を第三十五号とし、同号の次に次の一号を加える。

三十六　一―（三―フルオロフェニル）―二―（メチルアミノ）プロパン―一―オン及びその塩類

第一条中第三十二号を第三十四号とし、第十六号から第三十一号までを二号ずつ繰り下げ、第十五号を第十六号とし、同号の次に次の一号を加える。

十七　Ｎ―エチル―Ｎ―［二―（五―メトキシ―一Ｈ―インドール―三―イル）エチル］プロパン―一―アミン及びその塩類

第一条中第十四号を第十五号とし、第八号から第十三号までを一号ずつ繰り下げ、第七号の次に次の一号を加える。

八　一―（四―イソプロピルスルファニル―二・五―ジメトキシフェニル）プロパン―二―アミン及びその塩類

附　則

この省令は、公布の日から起算して三十日を経過した日から施行する。

告　示

○金融庁告示第三十九号

銀行法（昭和五十六年法律第五十九号）第五十二条の七十八第一項の規定に基づき、同法第五十二条の六十二第一項の規定により紛争解決等業務を行う者として指定した全国銀行協会から名称の変更の届出があったので、同法第五十二条の七十八第二項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十三年四月十四日

金融庁長官　三國谷勝範

一　変更前の名称　全国銀行協会

二　変更後の名称　一般社団法人全国銀行協会

三　変更の年月日　平成二十三年四月一日

○総務省告示第百五十五号

情報通信ネットワーク安全・信頼性対策実施登録規程（昭和六十二年郵政省告示第七十四号。以下「規程」という。）第十条第三項において準用する規程第八条第一項の規定に基づき、平成二十三年三月二十二日付けをもって次のとおり登録を更新したので、規程第十条第三項において準用する規程第八条第一項の規定に基づき告示する。

平成二十三年四月十四日

総務大臣　片山　善博

登録番号及び登録年月日　総合第二号　平成十七年三月二十九日

名称及び住所並びに代表者の氏名　株式会社インテック　富山県富山市牛島新町五―五　代表取締役社長　金岡　克己

情報通信ネットワークの名称　ＡｃｅＴｅｌｅｎｅｔ

登録の種類　総合種

登録の有効期間満了の年月日　平成二十六年三月二十八日

○法務省告示第百八十三号

裁判外紛争解決手続の利用の促進に関する法律（平成十六年法律第百五十一号）第五条の規定に基づき、次の者が行う民間紛争解決手続の業務の認証をしたので、同法第十一条第一項の規定に基づき、公示する。

平成二十三年四月十四日

法務大臣　江田　五月

認証紛争解決事業者の名称及び住所

福岡県弁護士会

福岡市中央区城内一番一号

認証年月日

平成二十三年三月二十九日

○財務省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、環境省告示第十号

容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律（平成七年法律第百十二号）第二条第六項の規定に基づき、平成二十三年四月一日付けをもって主務大臣が指定する施設を次のように指定したので、告示する。

平成二十三年四月十四日

財務大臣　野田　佳彦

厚生労働大臣　細川　律夫

農林水産大臣　鹿野　道彦

経済産業大臣　海江田万里

環境大臣　松本　龍

（「次のよう」は、省略し、その関係書類を環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部企画課リサイクル推進室、経済産業省産業技術環境局リサイクル推進課、財務省理財局総務課たばこ塩事業室、厚生労働省医政局経済課及び農林水産省総合食料局食品産業企画課食品環境対策室に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第七百七十七号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十三年四月十四日

農林水産大臣　鹿野　道彦

一　保安林の所在場所　熊本県阿蘇郡高森町大字色見字阿蘇岳三四一二（次の図に示す部分に限る。）

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　主伐は、択伐による。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を熊本県庁及び高森町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第七百七十八号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十三年四月十四日

農林水産大臣　鹿野　道彦

一　保安林の所在場所　岡山県津山市吉見字金月五五四、五五六の一、五五六の二、五五七から五六二まで、五六三の一、五六三の二、五六四、五六五、五七七、五七八、一五一五、一五一六の一から一五一六の三まで、一五一七、一五一八、字ヤナザコ一五一〇、一五一二、字ハイズリ一五一四の二から一五一四の七まで、一五一四の一一から一五一四の一四まで、一五一四の一六、一五一四の一七、一五一四の二〇、一五一四の二三から一五一四の二七まで、一五二一の二から一五二一の六まで、一五二一の一一、一五二一の一二、一五二一の一七から一五二一の二四まで、字長尾一五二五、一五二六

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　次の森林については、主伐は、択伐による。

字金月五五六の一・五五六の二・一五一六の一・一五一六の二・一五一七・一五一八・字長尾一五二五・一五二六（以上八筆について次の図に示す部分に限る。）

2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を岡山県庁及び津山市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第七百七十九号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十三年四月十四日

農林水産大臣　鹿野　道彦

一　保安林の所在場所　岡山県美作市野原字長井三九九の一、四〇〇

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　主伐は、択伐による。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を岡山県庁及び美作市役所に備え置いて縦覧に供する。）